

# 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名: 千葉県

農業委員会名: 神崎町農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

### 1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和4年4月19日

任期満了年月日 令和7年4月18日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	8	8
認定農業者	—	5
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	7	7	3

### 2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	151
農業経営体数	134

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	147
女性	52
40代以下	22

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	27
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	1
農業参入法人	5
集落営農経営	1
特定農業団体	0
集落営農組織	1

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計	
		普通畑	樹園地	牧草畑		
耕地面積	626	119	118	1	0	745

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

## II 最適化活動の実施状況

### 【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

#### 1 最適化活動の成果目標

##### (1) 農地の集積

###### ① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	745 ha	492 ha	66.0 %
課題	農業従事者の減少・高齢化等による年々担い手農家への集積が増えているが、農地の有効利用を図る上で担い手がいない集落について早急に担い手の育成を図るとともに、人・農地プランを通して受け手を確保する必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

###### ② 目標

農地の集積の目標年度	令和7 年度	集積率	76.5 %
今年度の新規集積面積	20 ha	農地面積(C)	745 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	512 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	68.7 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

###### ③ 実績

今年度の新規集積面積	15 ha	農地面積(F)	745 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	507 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)／(F)	68.1 %
目標に対する達成状況(H)／(E)	99.0 %		

農業委員会の点検結果	集落営農組織及び認定農業者を支援し、特に新規の案件にあつては、農地中間管理事業の利用を促進し、利用権設定に誘導することができたものの、離農する農業者が少なかったことから、目標達成までは至らなかった。
------------	---

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消

##### ① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	5.8 ha	0 ha	5.8 ha
農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導及び耕作者の掘り起こしが必要。			

##### ② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	0 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	5.8	ha
--------------------------	-----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	樹木の伐根等も含め、遊休農地解消可能な耕作者の掘り起こしと、所有者に対して可能な範囲の除草・樹木の除去等解消に向けた取り組みを指導する。また、再生利用困難かどうかを見極め、非農地判断を行っていく。
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.0	ha
---------------------------	-----	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	0.0	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	0.0	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	工程表は策定していないものの、農地所有者に対して解消を促し、伐根等も含めた解消作業の結果、遊休農地を0.9ha解消することができた。また、既に山林化していたものの、耕作を検討する農業者がいたことから、黄色区分としていた農地に関して、耕作不能の意向を確認したため、再生利用困難農地とし、非農地判断を1.1ha実施した。
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.0	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和4年7月～10月		令和4年11月	
	1号遊休農地の面積	5.8 ha	うち緑区分の遊休農地	0.0 ha
			うち黄区分の遊休農地	5.8 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和5年2月		令和5年3月	

農業委員会の点検結果	農地所有者に対して解消を促し、遊休農地の解消が進んだ。また、既に山林化していたものの、耕作を検討する農業者がいたことから、黄色区分としていた農地に関して、耕作不能の意向を確認したため、再生利用困難農地とし、非農地判断を行った。今後も遊休農地解消可能な耕作者の掘り起こしと、所有者に対して可能な範囲の除草・樹木の除去等解消に向けた取り組みを指導するとともに、離農に伴う農地の耕作者を確保し、遊休農地新規発生の防止に努めていく。
------------	--

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和元年度新規参入者	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
	0 ha	0 ha	0 ha
課題	平成29年度に2名(夫婦)・平成30年度に1名が就農してから、新規参入者がいない状況であるものの、過去3年間で認定農業者の後継者である親元就農者や、法人経営体の雇用就農者といった新たに就農した者がおり、新規参入者の掘り起こしと、担い手農家の後継者育成支援が必要な状況となっている。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	55.6 ha	76.4 ha	47.5 ha	59.8 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	6.0 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		0.0	ha
公表URL	—	(その他の公表方法)	—
目標に対する達成状況(B)/(A)		0.0	%
(参考)新規参入者の参入状況		参入経営体数	0 経営体
		取得農地面積	0.0 ha

農業委員会の点検結果	離農により貸付希望のあった農地に関しては、主として担い手農業者への貸借がまとまったため、新規参入者への貸付け希望農地として公表するに至らなかった。また、独立自営就農者の参入は無かったものの、認定農業者の後継者1名が就農した。なお、雇用就農者も独立自営就農への技術取得や、法人経営等の後継者として重要な就農者であることから、支援を強化していく必要がある。
------------	--

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	8 人
		農地利用最適化推進委員の人数	7 人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
10月	②遊休農地の解消	利用状況調査の結果を踏まえ、班編成を組み町内全域の農地巡回を行い、遊休農地解消に向けた農地の状況精査を実施する。
11月	①農地の集積	担い手農家の利用権設定等に関する相談活動を強化する。
12月	①農地の集積	情報収集(担い手の農地利用意向の把握等)

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
9月	②遊休農地の解消	利用状況調査の結果を踏まえ、班編成を組み町内全域の農地巡回を行い、遊休農地解消に向けた農地の状況精査を実施し、遊休農地解消及び再生利用困難農地の非農地判断に繋げることができた。
11月	①農地の集積	農業経営をリタイヤした農業者の耕作地に関して、担い手農家の利用権設定等に関する相談活動を強化し、農地の集積に繋げることができた。
12月	①農地の集積	農地の貸し借りの相談等に併せ、農地所有者の意向を調査するとともに、関係する担い手農家の状況把握を行った結果、一部借り換えを行うことにより耕作地の連坦化を調整し、農地の集約化に繋げることができた。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

### (3)新規参入相談会への参加

#### ①目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

#### ②実績

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	6月	相談会名	就農者募集相談
参加者数	1名	開催場所	ハローワーク佐原
相談会の内容	雇用就農者の募集を行った。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入  
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

#### 目標の達成状況の評語

農業委員・農地利用最適化推進委員の全員が、活動日数目標を達成した。また、農地の利用集積に関しては、東部地区での離農者が多く、担い手への集積が特に進んだが、町内全域で担い手耕作地は増加している。新規参入者はいなかったものの、親元就農者が1名誕生し、以前新規就農した農業者に対するフォローアップも実施した。

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

#### 【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	
目標に対し期待を上回る結果が得られた	4
目標に対して期待どおりの結果が得られた	11
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

### Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名： 千葉県  
 農業委員会名： 神崎町農業委員会

#### 1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

#### 2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		11	うち許可		11	件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	20	日	処理期間(平均)	18	日
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表	公表している	していない		

#### 3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定								
	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任								
	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任								
1年間の処理件数	7	うち許可相当		7	件		うち不許可相当	0	件
処理期間	標準処理期間	申請書受理から	20	日	処理期間(平均)	18	日		

#### 4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
		745 ha
違反転用解消のために 実施した活動内容	農用地見廻り活動 毎月10日程度	
実 績	違反転用解消面積 ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入